

平成29年度木更津市社会教育委員会議第3回定例会 会議録

- 1 会議名 平成29年度木更津市社会教育委員会議第3回定例会
- 2 開催日時 平成29年12月20日(水) 午後3時～5時
- 3 開催場所 木更津市役所朝日庁舎 会議室A1
- 4 出席者名
委員：佐藤千明、鉢村美幸、榛澤敦子、板垣 勲、安藤順子、白石和義、城戸富貴、
吉田裕子、鶴岡俊之、橋本ミチ子、蘇我芳章、李 程英、地曳昭裕、
内田慎一郎、熊本秀樹(15名)
事務局：堀切由彦教育部長、岩埜伸二教育部次長、秋元 淳生涯学習課長、
池田ゆかり主幹、鈴木和代副主幹、秋川裕也事務員(6名)
5. 協議事項
 - (1) 各種審議会・協議会報告について
 - (2) 公民館使用料について
 - (3) 今後の公民館整備について
 - (4) その他
6. 会議の公開・非公開の別及び傍聴人の数 公開・傍聴人1名
7. 資料
 - (1) 木更津市立公民館使用許可等に係わる審査基準、標準処理期間、
及び不利益処分の基準 一部抜粋(素案)
※参考 公民館使用料免除対象団体一覧(素案)
 - (2) 木更津市立公民館設置及び管理運営条例(改正後条例抜粋)
 - (3) 木更津市立公民館管理運営規則(改正後規則抜粋)
 - (4) 改正後公民館使用(取消・変更)許可申請書/許可通知書
 - (5) 公民館使用料減額(免除)申請書/承認(非承認)決定通知書
 - (6) 中央公民館仮移転事業について
 - (7) 木更津市立八幡台公民館の耐震診断結果等について
その他 千葉県社会教育振興大会会計報告
君津地方社会教育委員連絡協議会研修会開催要項
- 8 会議の内容
事務局 それでは、これより平成29年度木更津市社会教育委員会議第3回定例会を開催いたします。
委員18名中、15名の出席であり、欠席は3名であります。従いまして、社会教育委員会議運営規則第3条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席がございしますので、本日の会議は成立しております。

なお、本会議は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例により公開されております。本日の傍聴人は1名です。以上報告いたします。

最初に、内田議長からご挨拶をいただきます。

内田議長 皆さんこんにちは。師走のご多用の中、お集まりいただきありがとうございます。今年度は公民館のいろいろな問題について協議していただいておりますが、今日は公民館使用料の免除団体について具体的なものが出てまいりましたので、そのあたりを中心に皆様方に忌憚のないご意見をいただく時間を多く取りたいと思います。本日もよろしく願いいたします。

事務局 続きまして、堀切教育部長よりご挨拶を申し上げます。

堀切部長 皆さんこんにちは。堀切でございます。今年も早いものであと10日ほどになりました。社会教育委員の皆様におかれましては、本年定例会への出席はもとより、臨時会の開催をいただくなど、会議を重ねご協議をいただいたことに改めまして感謝申し上げます。

去る、9月議会定例会におきまして、公民館の有料化に向けた条例の改正案が議決され、平成30年4月1日から施行されることとなりました。本会議におきましても、長い時間をかけてご協議いただいたところでございますが、本日の会議におきましては、今後の運用にあたり、最もポイントになる免除対象団体の判断基準について、ご意見を頂戴できればと考えております。後ほど事務局より説明させていただきますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

また、合わせまして、今後の公民館整備ということでございますが、耐震性能が不足している中央公民館の仮移転と八幡台公民館の耐震補強工事の関係について現在の進捗状況をご報告させていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございました。それでは会議に入ってまいります。

今後の進行につきましては、木更津市社会教育委員会議運営規則第2条第4項により議長をお願いいたします。なお、本日の協議事項については、当初開催通知でご案内していた順番を次第のとおり変更させていただきますので、ご了承ください。内田議長よろしく申し上げます。

内田議長 ただいま、事務局よりご説明がありました。先に、報告事項等をさせていただきます、その後「公民館使用料について」ということで、使用料の免除対象団体のことを中心に協議、その後に「今後の公民館整備について」の協議をすることにいたします。ご了承ください。

それでは、(1)各審議会・協議会の報告です。委員の皆さんから、報告事項があればよろしくお願い申し上げます。

すでに終了してありますが、生涯学習フェスティバル実行委員会にご出席の白石委員いかがでしょうか。

白石委員 当日は表彰者受付を担当しましたが、とてもスムーズにできました。雨でしたので来場者は少なめだったと思いますが、充実した内容だったと思います。

内田議長 他に参加されていた方で補足があればお願いいたします。

安藤委員 屋外の出店の方が、雨でも臨機応変に対応されていて良かったと思います。また、昨年から参加されている新体操クラブの関係者が多数来場していたので、会場が賑やかになっています。

榛澤委員 天気が悪かったのですが、全体的には良かったと思いますが、「少年少女のつどい」がとても素晴らしいので、もっと多くの方に聞いていただきたいかと思う。パネルの搬入や体育館フロアにシートを敷く作業などの準備も大変ですが、皆さんには気持ち良くやっていただきました。

内田議長 青少年問題協議会委員の橋本委員はいかがでしょう。

橋本委員 子ども食堂の話と乳幼児を抱えたお母さんたちのつながりを作るための集まりの話が印象に残っています。

子どもたちが地域の中で、地域の方に支えられながら守られる社会を作っていくという視点での話でした。うまく広がっていけば良いと思いました。

内田議長 木更津市生涯学習推進協議会委員の安藤委員、いかがでしょうか。

安藤委員 この間は開催されていません。

内田議長 木更津市図書館協議会委員の李委員、いかがでしょうか。

李委員 開催されていません。

内田議長 ありがとうございます。

続きまして(1)「公民館使用料について」でございます。本日は、免除対象団体のことを中心に協議いたします。それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

生涯学習課 鈴木副主幹より説明

内田議長 ありがとうございます。ただいま事務局よりご説明があり、具体的な団体名が出てまいりました。ご意見、ご質問等ある方はお願いします。

鶴岡委員 先ほど、公民館運営審議会（以下、公運審）で説明を受けてまいりました。公運審での協議の内容をここでご報告させていただきます。免除団体については、今まで漠然としていたものが、具体的に変わったので、非常にわかりやすくなったということが、委員の皆様の概ねの反応でございました。審査基準そのものについては、委員の皆さんからの異論はほぼありませんでした。ただ、いくつか質問があり、そのことに時間を費やしました。

一つ目は、審査基準の「その団体の主たる目的のために利用する場合には免除とする。ただし、団体の活動目的が公益であっても構成員の親睦を目的とするもの、趣味や余暇活動として行われるものは除く」とあることについて、ある委員さんから「例えば折り紙のサークルが、その活動成果としてできた折り紙を学校に持っていく、また、折り紙教室を学校で開催する、といった活動には公共性があるので、その折り紙サークルは免除になるのではないか」という質問がありました。

それに対しては、「折り紙教室を学校で開催するという事等は、あくまでそのサークル活動の成果として行われることであり、そのサークル活動そのもの

の目的は自身の技術の向上等であるので、免除の対象にはならない」と生涯学習課からは説明がありました。質問した方は腑に落ちないようでしたが、他の委員の方は納得していました。

それから、これは私が質問したのですが、「祭禮委員会で公民館を利用することになった場合はどうか」ということには、「地域の一行事ということで、当該区長から申請を出していただければ免除で良いのではないか」という回答をいただきました。それに関しては、ある委員さんから「では、区長は地域の代表なので、区長を通して全部申請を出せば何でも通るのか、通してほしい」というような話も出ましたが、それは公民館と地域の信頼関係もあるので、区長に言えば何でも通るといことはあつてはいけない、という話になりました。

また、公民館主催の文化祭に参加するサークルが、準備のために部屋を借りる場合は免除でよいのではないかと、という話がありました。このことについては、この後、社会教育委員の皆様からもご意見を伺うということになっているかと思えます。以上です。

内田議長 社会教育委員の立場は、公運審とはまた違いますので、別の角度から何か気が付く点があるかと思えます。

鈴木副主幹 鶴岡委員のご報告がありました。文化祭につきましては、文化祭で発表するための準備であっても、文化祭は日頃の活動の成果を発表する場という位置付けでございますので、準備のためという理由で免除になることはない、公運審でもご説明させていただいたところです。皆様からもこの件についてはご意見をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、懸案になっている事項といたしましては、歴史関係の団体についてです。単に学習・研究をする団体であれば免除対象にはならないのですが、保存会という名前が付いていて、学習だけでなく地域の文化財の保存もしている会の場合の判断について様々な意見があります。

「歴史学習」は、地域の歴史を学んだ成果が、結果として地域の文化継承活動につながる分野であることは承知しています。しかし、学習そのものは個人が知識を得るためのものであり、他の団体サークルと区別をするべきものではないと考えていますが、このあたりをどのようにどのように考えたらよいか、皆さんからご意見を承れば有難いと思えます。

内田議長 では、まず今の2点について協議したいと思えます。まず、文化祭準備に係る部屋の使用についてはいかがでしょうか。

地曳委員 その前に、審査基準ですが、物差しは必要だと思いますが、ただし書きにもあるように、団体そのものは公益性があるものでも、親睦などはその対象にはないということは、貸す側がその日の活動内容を事前に把握しなければならないということです。これは非常に難しいのではないかと思います。どのような活動をしているのか、いちいち内容を聞かないといけないわけですね。

歴史の学習の中でも、遺跡を保護する活動と歴史の知識を研鑽するものとは違うのですが、学習活動すること自体が、遺跡物の保護に間接的につながるとも考えられるので、非常に難しいと思えます。

審査基準は、基本的に公民館の窓口で担当者が判断するのですか。

内田議長 審査基準についてあいまいになるのではないかとのことですが、そのあたりの統一性については、いかがでしょうか。

鈴木副主幹 実際には、使用許可申請書と一緒に減免申請書を出していただいて、そこで初めて免除団体かどうかということ判断します。当然、使用許可申請には、使用する内容を書いていただかなければいけないですし、免除になる理由がはっきりしなければ、免除にはなりません。難しいかもしれませんが、きちんと内容を把握してその公民館で判断していただくことになります。

公益性のある団体、例えば自治会が、自治会活動のために会議を行うという場合は免除ですが、自治会会員の方のうちの有志が自分たちの楽しみのために使うことは自治会活動本来の目的のための使用ではないと判断できるのではないかと考えています。

地曳委員 審査基準というのは、ある物差しではありますが、現実的には受付する人の裁量に任せられるということですね。公民館によって判断が違わないことが望ましいわけですが、そのあたりが運用面で難しいと私は思っています。これは懸念ではありますが、実際やってみるといろいろ出てくるかと思えます。

鈴木副主幹 一覧表に団体名を掲載していますが、当然、今後新しい団体も増えてくるので、その都度現場で判断することになります。公民館ごとに差が出ないためにこのような一覧表を作り、また新しい団体が出てきたときには、全ての公民館でそのことを共有できるような仕組みを作っていきたいと考えています。

地曳委員がお話された懸念については、できる限り無いようにしていきたいと思えます。

内田議長 基準について、この場で協議してほしいとのことでしたが、いかがでしょうか。

熊本委員 いろいろなところで、「今度、公民館はお金を取るようだね」「(公民館の数が)減るようだね」と話される方がいます。市民は、公民館がお金を取るという本来の目的を案外ご存じないのではないかと思います。今の減免のお話ですが、お金を払わずに済む方法を利用者は考えるのではなくて、「皆で少しは払おうよ」という気持ちになっていくことが必要なのではないかと思います。

例えば、先ほどの町内会ですが、「町内会の公式行事は免除にしてもらおう、けれど他のちょっとしたことは払おう」というような機運が市民の間に生まれることも必要ではないかと考えています。そうするには、市の方もこれは何のために必要で、皆さん協力してほしいということをしつかりと伝えていくことだと考えました。

内田議長 違う視点からお話をいただきました。皆さんいかがでしょうか。

蘇我委員 今回のことで一番矢面に立つ公民館職員や公運審委員の皆さんが説明できるようにしなければいけないと思います。最終的に、今、熊本さんがお話された方向に行くようにすることが大事かと思えます。細かくいろいろやっても、最初はなかなかスパッとはいかない。要は、公民館を使って何をするのかという原点に立って、その地域が良い方向に行くようになれば良いわけです。もう一

度原点を見直してやっていく良いチャンスにしたほうがよいと思います。そういう意味でも私は熊本さんのご意見に賛同いたします。

秋元課長 9月議会で条例案が議決された後に、いち早く利用者の皆さんに、その旨を周知するというので、生涯学習課でチラシを作らせていただきました。加えて各公民館で説明するための説明文も作成し各公民館に配布いたしました。文化祭実行委員会、12月の公民館だより、利用者懇談会など、できる限り多くの機会を捉えて利用者の皆様に説明していただきたいと、各公民館長、職員にお願いし、実際に、すでに各公民館で実施いただいています。その中で、料金についても説明していただいています。生涯学習課にも多くはありませんが、お問い合わせはございます。今後も丁寧に説明してまいります。

また、市ホームページでも、すでに行政改革推進室が、「公民館使用料が平成30年4月1日から有料になります」ということを掲載しています。

安藤委員 自分が10月から関わっている子ども食堂はこの一覧表のどこに入っているのか、探しましたが、例示にはなかったもので、社会福祉団体になるのかと思いました。

そのこととは別に、先日、その活動で、障子を破いてしまい、後日公民館から修理してくださいと言われました。今は無料なので快く直しましたが、有料になると、そうはならないのではないかと思います。

公民館管理運営規則の第13条に「公民館の施設又は設備器具等に損害を与えた使用者は、条例第17条の規定により直ちにその旨の書面をもつて職員に届け出て、その指示に従わなければならない」とあるので、公民館職員に「直してください」と言われたら、直さなくてはいけないということなのだとわかりましたが、有料になると利用者が納得しづらい場面もあるのかと思いました。いろいろな方がいるので、これまで以上に、注意を払って職員が説明していかないと、使用料をとっても上手く運用できないことがあるのではないかと、考えてしまいました。ところで、減免申請書に関しては、1回ごとに申請するのですか。

秋元課長 まず、器物の破損ということについては、利用者の過失であれば利用者に弁償いただくというのが基本的考えです。例えば、利用者がふざけてガラスを割ってしまった場合に、利用者に弁償していただいたということは、これまでも多々あります。ただ、経年劣化で破損することもあるので、その場合は公民館で直すということになります。

減免申請書については、使用許可申請書に記入いただく日にちに（5日分まで記入できる）合わせていただければよいかと思います。免除団体には2枚（使用許可申請と減免申請）の申請書を書いていただかなくてはならないので、苦情をいただくことも想定していますが、できる限り簡単な記入で済むように現在検討しています。

鈴木副主幹（安藤委員が関わる団体が）一覧表に掲載されていないということについてですが、この一覧表を作成するにあたって、各公民館、市役所の各課に免除対象団体について該当があるか照会をし、そこから挙げられてきたものをこの一

覧表に反映しました。ですからその時点で、当該公民館から挙げられてこなかったということです。また、福祉会館が現在無料、免除として取り扱っている団体については公民館使用も免除としています。子ども食堂につきましては、本来の子ども食堂としての目的で運営されていると判断できるものについては免除だと思いますが、活動内容を当該公民館で把握して判断していくことが必要かと思います。

活動そのものがボランティアを目的としている団体については免除対象と考えています。先ほど申し上げたように、この一覧表の団体は今後増えていきますので、その都度各公民館で判断していただき、判断に迷う場合には中央公民館、生涯学習課とも相談し判断していくことになります。

内田議長 先ほど鶴岡委員から投げかけていただいた件についてはいかがでしょうか。

文化祭や祭禮についてですが、生涯学習課の見解でよろしいでしょうか。

蘇我委員 文化祭準備についての使用ということについては、生涯学習課の見解でよろしいかと思います。祭禮については、だいたい地区の集会所などを使うことが多いと思いますが、どうしても公民館を使わなくてはならないときは、町内会長などから申請していただければ良いと思います。歴史の関係は難しいですね。

鶴岡委員 先ほど事務局の説明がありましたが、そもそも普通の団体サークルで文化財の保護をしているようなところがあるのですか。

鈴木副主幹 例えば、一覧表に掲載されている波岡神楽囃子保存会は、地域のお祭りで披露する伝統文化継承を青少年健全育成も兼ねて行っています。

秋元課長 歴史好きの方々が集まり地域の歴史について学習、研究していて、せっかく勉強したのだから、記録を作ろうとなり、自分たちの学習の成果として冊子を作る場合と、後世の子どもたちのため、地域のために、地域の文化的財産を保存継承するために成立した団体では性格が全く違います。ただ、実際には保存継承が目的でも学習しなければならぬわけですね。学習の成果として成果物ができる場合と、成果物を作ることが目的で結果的に学習する場合とでは違うということです。

もともとの目的が学習の場合は、成果物が結果的に地域の財産となったとしても、この場合は免除対象団体とはならないのではないかと、ということです。

地曳委員 学習が先でも、草を刈るなどの保存活動もしている団体はどうなるのですか。

鈴木副主幹 実際に公民館を使用するときの内容が、自分たちの知識を深める学習のためであれば、免除対象とはならないと考えます。

例えば、踊りのサークルが、日頃の活動の成果として慰問などのボランティア活動をしていたとしても、公民館での活動内容は技術を向上させる学習活動であるので、免除対象にはならない、ということとも考え方は同じかと思えます。学習活動の先に、ボランティア活動があり、成果物ができるということはありませんが、現在無料で公民館を利用されている団体サークルは、市でその活動を支援される市民の自主的活動です。今回はこれまで無料であったこれらの団体をすべて原則有料にするということですが、かかる経費の9割はこれまでどおり公費で賄い、1割をご負担いただくことにご協力いただきたいというこ

とで、その上で免除団体は、真にやむを得ない場合のみであるという考え方に基づけば、どこかで線を引かなければなりません。

内田議長 基本的に自己研鑽である場合は有料、地域のため、公共性を有する活動は免除ということですね。

秋元課長 もう一つ、他市にある県立高校については、免除しないという方針ですが、このことについても委員のご意見を伺いたいと思います。

鉢村委員 どうして、幼稚園の保護者会は免除にしなければならないのでしょうか。

幼稚園は幼稚園を会場に保護者会をすればよいし、それができずに公民館を使用するのであれば使用料を払うべきでないかと思います。

また、市内の高校等の部活動で公民館を使用しているところがあるのですか。総合高校の軟式野球部は清見台の球場を使用していますが使用料を払っています。これ（部活動）を免除にしてしまうと、有料化の意味がなくなるのではないですか。そもそもなぜ有料化なのかということが、なし崩しになってしまいます。

蘇我議長 公益社団法人が公益的な目的で公民館を使用する、例えば4市で構成している木更津法人会のような団体が使用する場合はどうなりますか。

鈴木副主幹 基本的に法人格がある団体については、財政基盤があるので有料です。

蘇我委員 そうであるなら、さきほどの話もそういうことかと。

内田議長 幼稚園も学校法人ということですね。

蘇我委員 ここを整理しないといけないかと思います。

榛澤委員 子ども会でも4市で構成している君津支部というものがあるのですが、講習会などで袖ヶ浦市の公民館を使用する場合は有料です。

内田議長 基本的には市外は有料で良いということですね。

幼稚園の保護者会はどうですか。

橋本委員 保護者会というのは、先生方も入って研修会をするようなものですか。保護者会単独のイベントなどに向けて使用するものですか。

鈴木副主幹 小中高校はPTAがありますが、幼稚園の保護者会もそれに準ずるものとして加えました。活動の内容としては、卒園式に向けての準備や研修活動などで使用されていると思います。

内田議長 それはPTA活動とは違いますね。

橋本委員 （保護者会には）とても違和感があります。これは、普通のサークルと変わらないと思います。

内田議長 PTA活動はその名の通り、先生と保護者が一緒に活動するものです。建設的なご意見がありましたので、ご検討ください。

秋元課長 市外の高校についてですが、部活動など定例的な利用ではございません。書道展や演奏会などで利用する場合です。所在市にもそれぞれ公民館がありますので、免除対象とする必要はないかと考えていますが、いかがでしょうか。

賛 同

地曳委員 4市の高校が参加するような大会はどうですか。

秋元課長 木更津市の高校が申請書を出していただければ免除になります。

佐藤委員 4市で構成している君津地方教育研究会などの下部組織として、各教科部会を入れていただければと思います。また、役員が他市の場合は、木更津市の者が申請しなければならないということをはっきりさせていただけるとよいと思います。

鶴岡委員 ちなみに、桜井公民館の定期利用団体・サークルについて免除基準を当てはめると、免除対象になるのは赤十字さんと、二小PTAと、町内会だけで後の59団体はすべて有料です。非常に多いと感じました。

白石委員 この一覧表はどこまで公表するのですか。

鈴木副主幹 審査基準に関しては、広報するものではなく、求められれば見せなければいけない、というものです。一覧表は内部資料として考えております。

公民館によって対応に差が出ないための参考資料と考えています。

佐藤委員 教職員全体の研修会ではなく、時間外に有志で学習会、研修会をするときも免除していただけるのか、ということを確認します。もう一つは、先ほど課長さんが減免申請を簡単にと話されたことを、ぜひお願いしたいという要望です。

秋元課長 実際に先生方の勉強会の中で、さらに有志の会があることは把握していますが、それは免除対象とはならないと考えております。組織的に活動しているもののみ免除と考えます。

堀切部長 部会長が主催し、すべての部会員を対象にするものは免除対象ですが、一部の人が自らのスキルアップを目的に行う自主研修であれば免除にはならないということですか。

橋本委員 社会教育の目的というものは、出だしは担当者が地域のために必要とか、この時代には必要だということでエンジンをかけますが、そこの中で学習した人たちが、自主サークルを作って自分たちで勉強しようよ、社会の中に還元していこうよ、というのが理想だと私は思っています。そうなった人たちはただで勉強させてくれではなく、少しでもお金を出して勉強しようよ、これをやろうよというように、身銭を出すということはとても大事なことです。その意識を付けていかないと、いつまでもタナボタの市民では成長しないと思います。

内田議長 ありがとうございます。それでは(1)「公民館使用料について」は、以上をもって終了いたします。

続きまして、(3)「今後の公民館整備について」でございます。

事務局よりご説明をお願いいたします。

生涯学習課 秋元課長より説明

内田議長 「今後の公民館整備について」、事務局よりご説明がありました。このことについて、ご意見、ご質問等ある方はお願いします。

吉田委員 中央公民館の仮移転事業についてですが、賃貸借期間が6年9か月とありますが、その後はどうなるのですか。

秋元課長 仮移転の期間中に、次の方針を決めていく予定ですが、今のところ、再配置計画の中では、木更津第一中学校との複合化も含めて検討していきたいとあり

ます。今の場所に新たに中央公民館を単体で建てるということは計画していません。維持にかかるコストを削減するために学校との複合化というものも検討していきたいと考えております。

吉田委員 もう一つは、スパークルシティになると、公民館の駐車場はどうなるのでしょうか。今の中央公民館の駐車場を使えるのでしょうか。

秋元課長 今、教育委員会としても検討しています。いろいろな方の意見を聞いていかなければいけないと思いますが、教育委員会としては今ある施設の駐車場を有効に活用し、基本的には今の駐車場に停めて歩いていただくか、または近くのコインパーキングに停めていただく、ただし障害のある方や市が主催する審議会などに出席いただく方には回数駐車券を発行する、ということを考えております。

板垣委員 中央公民館の借用面積ですが、具体的にどのくらいでしょうか。B館3階のホールというのはどのようなものでしょうか。中央公民館の大ホールの使えるものでしょうか。

秋元課長 A館6階は1フロア全部で2,489.7平方メートル、754.46坪です。そのうちの972.90平方メートルが中央公民館部分となります。今の中央公民館が約2,700平方メートル弱ですので、廊下などのスペースを除くと実際は1,900平方メートルくらいとなり、7割くらいは確保できることとなります。部屋数としてはA館で大小の会議室が7室あります。あくまでも仮移転なので今までのように使い勝手が良いわけではないかもしれません。B館3階については発表会や講演会などで使用できるホールです。多目的ホールの大きさは300平方メートル、他に控室と給湯室があります。カーペット敷、天井にはスポットライトもあります。

多目的ホールの料金については、福祉会館の市民ホールや市民会館の中ホールの料金を参考にしながら、最終的に決定していきたいと考えております。

熊本委員 今回の中央公民館の大ホールと比べるとどちらが大きいですか。

秋元課長 同じくらいですが、B館の方が正方形に近い形です。

蘇我委員 舞台がないですね。

地曳委員 先ほど、中央公民館が木更津第一中学校と複合化という方向性もあるというお話がありましたが、複合化というと嫌なイメージがあって、また公民館ではなく地域交流センターになってしまうのではないかと思うのですが。金田の例もありますので、教育委員会として思っている、もっと違う大きな流れの中で、公民館ではなくて地域交流センターになってしまうことがあるのではないかと私は懸念しているのですが、どうなのでしょう。

秋元課長 本日から、再配置計画の第1期実行プランのパブリックコメントが始まっています。そこにもいろいろな意見をお寄せいただければと思いますが、これからどのように公共施設を維持管理していくか、ということが出てくるかと思えますし、今日は時間が無くなってしまいましたが、本当はそのような今後の公民館の方向性について、社会教育委員会議で議論していきたいと思えます。

社会教育委員会議では、何が何でも公民館でなくてはいけない、というよう

な議論にはならないのではないかと私は思っております。なぜ公民館が大事なのか、地域交流センターになったら何が失われるのか、いろいろなご意見がある中で、これからの方向性を考えていきたいと思っております。職員の配置の問題、本当に公民館は指定管理ではいけないのかとか、いろいろな議論ができればというのが私の思いです。

内田議長 本来は、今、課長がお話されたことを少し討議したいと思っていたのですが、使用料のことで皆さんからいろいろなご意見があったので、すでにこの時間になってしまいました。その議論は次の定例会で行いたいと思っております。

最後に、地曳さんからご質問があるとのことですから、お願いします。

地曳委員 公民館有料化を説明するチラシの中の、公民館を有料化する理由についてはここに書いてある「公民館を利用する人としらない人の公平性、公正性への配慮を踏まえ」ということではなく、財政的なことであると自分は認識していて、これを第一義にしないといけないと思うのですが、社会教育委員の皆さんはこれで良いのかお聞きしたいと思っております。自分はこの言葉は納得できないのですが。

内田議長 地曳委員からこのような投げかけがありましたが、皆さんいかがでしょうか。

橋本委員 有料化の提案があったときに、市の施設の建て替えが迫っていて、お金が足りなくなるから負担してほしいということが説明されました。そのことがなくなるのは片手落ちだと思います。

内田議長 地曳さんと同じ意見ということですね。

熊本委員 最初にお話ししたように、お金を取る目的を市民の皆さんに明確にお知らせして、市民の皆さんが「では払おうか」という気持ちになるような説明もあってよいのではないかと思います。

蘇我委員 長い時間をかけて話し合ったときに、少子高齢化、公共施設の統廃合等、これからの先を見据えたお話を我々は聞いてきました。そういう中で、公民館を維持管理していく上で少々費用を負担していただけないか、については大きな負担にならないようにして、減免もあります、というようなことを話し合ってきたと思います。このことを一番に書くのはきれいかもしれませんが、話を聞いてきたのはそういうところで、だから有料化に方向にきたということで、言葉をどういうふうにするかは難しいけれど、地曳さんが話されたことの方が、説得力があると思います。

内田議長 皆さんうなずいていらっしゃるようで、同じ意見なのだと思います。つきましては、この文章の訂正は可能でしょうか。私たちが協議したことについてもう少し丁寧にとということですね。

秋元課長 訂正は可能です。

内田議長 では皆さんの意志として、訂正を提案するということでよろしいでしょうか。ぜひ実現していただくということでよろしく願いいたします。

内田議長 (3)「今後の公民館整備について」の協議は、以上をもって終了いたします。その他として、事務局よりお願いいたします。

事務局より報告

内田議長 他にはよろしいでしょうか。無いようでしたら、以上を持ちまして、「平成29年度社会教育委員会議第3回定例会」を閉じさせていただきます。

皆様のご協力で本日の定例会を無事終了することができました。ありがとうございました。

事務局 長時間にわたり貴重なご意見をいただきありがとうございました。

また今後とも、本市の社会教育活動推進のため、委員の皆様にはなお一層のご支援・ご協力をお願いいたします。